

議 事 日 程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
日程第 2 会期の決定について
日程第 3 町長の行政報告及び提出案件要旨説明
日程第 4 報告第 1 号 令和6年度遠軽町健全化判断比率について
日程第 5 報告第 2 号 令和6年度遠軽町資金不足比率について
日程第 6 質問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦について
日程第 7 議案第 1 号 表彰について
日程第 8 議案第 2 号 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について
日程第 9 議案第 3 号 北海道町村議會議員公務災害補償等組合規約の変更について
日程第 10 議案第 4 号 北海道市町村総合事務組合規約の変更について
日程第 11 議案第 5 号 遠軽町職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正について
日程第 12 議案第 6 号 遠軽町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
日程第 13 議案第 7 号 遠軽町公営バスに関する条例の一部改正について
日程第 14 議案第 8 号 遠軽町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について
日程第 15 議案第 9 号 遠軽町水道事業給水条例の一部改正について
日程第 16 議案第 10 号 遠軽町公共下水道条例の一部改正について
日程第 17 議案第 11 号 遠軽町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について
日程第 18 議案第 12 号 遠軽町議會議員及び遠軽町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について
日程第 19 議案第 13 号 町道路線の認定について
日程第 20 議案第 14 号 町道路線の変更について
日程第 21 議案第 15 号 財産の取得について
日程第 22 議案第 16 号 財産の取得について
日程第 23 議案第 17 号 令和6年度遠軽町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
日程第 24 議案第 18 号 令和7年度遠軽町一般会計補正予算（第3号）
日程第 25 議案第 19 号 令和7年度遠軽町介護保険特別会計補正予算（第1号）
日程第 26 議案第 20 号 令和7年度遠軽町下水道事業会計補正予算（第2号）
日程第 27 認定第 1 号 令和6年度遠軽町一般会計歳入歳出決算認定について
日程第 28 認定第 2 号 令和6年度遠軽町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定

について

- 日程第 2 9 認定第 3 号 令和 6 年度遠軽町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 3 0 認定第 4 号 令和 6 年度遠軽町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 3 1 認定第 5 号 令和 6 年度遠軽町水道事業会計決算認定について
- 日程第 3 2 認定第 6 号 令和 6 年度遠軽町下水道事業会計決算認定について
- 日程第 3 3 一般質問
- 日程第 3 4 議案第 2 1 号 遠軽町長、副町長及び教育長の給料の減額に関する特例条例の制定について
- 日程第 3 5 議案第 2 2 号 令和 7 年度遠軽町一般会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 3 6 認定第 1 号 令和 6 年度遠軽町一般会計歳入歳出決算認定について
(付託案件) (決算審査特別委員会審査報告、会期中審査)
- 日程第 3 7 認定第 2 号 令和 6 年度遠軽町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
(付託案件) (決算審査特別委員会審査報告、会期中審査)
- 日程第 3 8 認定第 3 号 令和 6 年度遠軽町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
(付託案件) (決算審査特別委員会審査報告、会期中審査)
- 日程第 3 9 認定第 4 号 令和 6 年度遠軽町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
(付託案件) (決算審査特別委員会審査報告、会期中審査)
- 日程第 4 0 認定第 5 号 令和 6 年度遠軽町水道事業会計決算認定について
(付託案件) (決算審査特別委員会審査報告、会期中審査)
- 日程第 4 1 認定第 6 号 令和 6 年度遠軽町下水道事業会計決算認定について
(付託案件) (決算審査特別委員会審査報告、会期中審査)
- 日程第 4 2 発議第 1 号 遠軽町議会基本条例の一部改正について
- 日程第 4 3 意見案第 1 号 国土強靭化に資する社会资本整備等に関する意見書
- 日程第 4 4 常任委員会所管事務調査報告
- 日程第 4 5 常任委員会及び議会運営委員会所管事務調査通知

令和7年第4回

遠軽町議会定例会会議録（第1号）

令和7年9月4日（木）午前10時00分開会

◎本日の会議に付議した事件

- | | |
|----------------|--|
| 日程第 1 | 会議録署名議員の指名について |
| 日程第 2 | 会期の決定について |
| 日程第 3 | 町長の行政報告及び提出案件要旨説明 |
| 日程第 4 報告第 1号 | 令和6年度遠軽町健全化判断比率について |
| 日程第 5 報告第 2号 | 令和6年度遠軽町資金不足比率について |
| 日程第 6 質問第 1号 | 人権擁護委員候補者の推薦について |
| 日程第 7 議案第 1号 | 表彰について |
| 日程第 8 議案第 2号 | 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について |
| 日程第 9 議案第 3号 | 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について |
| 日程第 10 議案第 4号 | 北海道市町村総合事務組合規約の変更について |
| 日程第 11 議案第 5号 | 遠軽町職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正について |
| 日程第 12 議案第 6号 | 遠軽町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について |
| 日程第 13 議案第 7号 | 遠軽町公営バスに関する条例の一部改正について |
| 日程第 14 議案第 8号 | 遠軽町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について |
| 日程第 15 議案第 9号 | 遠軽町水道事業給水条例の一部改正について |
| 日程第 16 議案第 10号 | 遠軽町公共下水道条例の一部改正について |
| 日程第 17 議案第 11号 | 遠軽町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について |
| 日程第 18 議案第 12号 | 遠軽町議会議員及び遠軽町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について |
| 日程第 19 議案第 13号 | 町道路線の認定について |
| 日程第 20 議案第 14号 | 町道路線の変更について |
| 日程第 21 議案第 15号 | 財産の取得について |
| 日程第 22 議案第 16号 | 財産の取得について |

- 日程第23 議案第17号 令和6年度遠軽町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
- 日程第24 議案第18号 令和7年度遠軽町一般会計補正予算（第3号）
- 日程第25 議案第19号 令和7年度遠軽町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第26 議案第20号 令和7年度遠軽町下水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第27 認定第1号 令和6年度遠軽町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第28 認定第2号 令和6年度遠軽町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第29 認定第3号 令和6年度遠軽町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第30 認定第4号 令和6年度遠軽町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第31 認定第5号 令和6年度遠軽町水道事業会計歳入歳出決算認定について
- 日程第32 認定第6号 令和6年度遠軽町下水道事業会計歳入歳出決算認定について

◎出席議員（15名）

議長	16番	杉本信一君	15番	竹中裕志君
	1番	白幡隆一君	2番	秋元直樹君
	3番	黒坂貴行君	4番	阿部君枝君
	6番	戸松恵子君	7番	山本悟君
	8番	佐藤昇君	9番	佐藤登君
	10番	山谷敬二君	11番	前島英樹君
	12番	佐藤和徳君	13番	渡辺清夏君
	14番	今村則康君		

◎欠席議員（0名）

◎列席者

町長	佐々木修一君	教育長	佐藤祐治君
代表監査委員	高橋義久君	農業委員会会长	石丸博雄君

◎説明員

副町長	澤口浩幸君	総務部長	鈴木浩君
民生部長	堀嶋英俊君	経済部長	内野清一君
総務課長	松村圭悟君	総務課周年事業担当課長	中原誉君

総務課契約担当課長	田 村 明 彦 君	企 画 課 長	大 西 公 太 君
財 政 課 長	今 井 昌 幸 君	保健福祉課課長	渡 邊 亮 司 君
保健福祉課参事	大 柳 京 美 君	住 民 生 活 課 長	太 田 貴 幸 君
子育て支援課長	二 瓶 雄 介 君	商 工 觀 光 課 長	水 野 徹 君
建 設 課 長	米 谷 克 美 君	水 道 課 長	小 野 寺 悟 君
生田原総合支所長	今 泉 郁 夫 君	丸瀬布総合支所長	大 川 寿 雄 君
白滝総合支所長	長 原 裕 一 君	白滝総合支所参事	吉 岡 秀 利 君
会 計 管 理 者	奥 山 隆 男 君	総 務 課 長	堂 前 政 好 君
監査委員事務局長	成 中 克 也 君	選 举 管 理 委 員 会 事 務 局 長	松 村 圭 悟 君
農業委員会事務局長	石 川 正 徳 君		

◎議会事務局職員出席者

事 務 局 長	岩 井 誠 志 君	事 務 局 参 事	成 中 克 也 君
事 務 局 主 任	堂 前 あすか 君		

◎開会宣言

○議長（杉本信一君） 本日をもって招集されました令和7年第4回遠軽町議会定例会を開会します。

◎開議宣言

○議長（杉本信一君） 直ちに、本日の会議を開きます。

◎諸般報告

○議長（杉本信一君） 会議に先立ち、局長をして諸般の報告をします。

○議会事務局長（岩井誠志君） 御報告いたします。

ただいまの出席議員は、15名であります。

本日の列席者は、佐々木町長、佐藤教育長、高橋代表監査委員、石丸農業委員会会长であります。

次に、地方自治法第121条の規定による説明員、議会事務局からの出席者、監査委員の令和6年度及び令和7年度例月出納検査の結果、議長の執務及び議員派遣結果、閉会中における各委員会等の活動状況につきましては、別紙印刷の上、お手元に配付のとおりであります。

なお、説明員につきましては、案件により参事等が入ることもありますので、御了承願います。

次に、本定例会の日程は、第33までとなっております。

なお、追加議案等が予定されておりますので、あらかじめ御連絡申し上げておきます。

以上で、報告を終わります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（杉本信一君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員には、会議規則第125条の規定により、渡辺議員、白幡議員を指名します。

◎日程第2 会期の決定について

○議長（杉本信一君） 日程第2 会期の決定についてを議題とします。

本件について、議会運営委員長の報告を求めます。

秋元議会運営委員長。

○議会運営委員長（秋元直樹君） 一登壇一

御報告いたします。

本日をもって招集されました令和7年第4回遠軽町議会定例会の会期につきましては、8月29日午後2時より議会運営委員会を開催し、審議の結果、本日から9月10日までの7日間と決定をいたしました。

なお、9月6日及び7日は休日のため、9月8日及び9日は決算審査のため、休会といたします。

また、追加議案、意見書等につきましては、それぞれ調整の上、9月8日午後5時までに議長へ提出されるようお願い申し上げます。

以上、御報告申し上げます。

○議長（杉本信一君） お諮りします。

本定例会の会期は、議会運営委員長の報告のとおり、本日から9月10日までの7日間にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から9月10日までの7日間とすることに決定しました。

◎日程第3 町長の行政報告及び提出案件要旨説明

○議長（杉本信一君） 日程第3 町長の行政報告及び提出案件要旨説明を求めます。

佐々木町長。

○町長（佐々木修一君） 一登壇一

令和7年第4回遠軽町議会定例会の開会に当たり、議員の皆様には、大変お忙しい中御参集いただき、厚くお礼を申し上げます。

初めに、令和7年第3回遠軽町議会定例会以降における行政について、御報告いたします。

まず、本年の遠軽町合併20周年を記念した事業についてであります。

6月21日、陸上自衛隊遠軽駐屯地存置期成会として、陸上自衛隊第2音楽隊特別演奏会を開催しました。

当日は、約400人の皆様に御来場いただき、陸上自衛隊第2音楽隊による素晴らしい演奏をお楽しみいただきました。

第2音楽隊は、道内でもトップクラスの吹奏楽団として高く評価されており、その迫力ある演奏と洗練された技術は来場者から大変好評を得たところであり、陸上自衛隊への理解と親近感がより深まったものと考えております。

また、6月29日には、テレビ東京の番組「開運！なんでも鑑定団 出張！なんでも鑑定団 in 遠軽」の公開収録を行い、会場は笑いや驚きに包まれ、一つ一つの鑑定における専門家の解説や司会進行の軽妙なトークにより、あっという間の2時間となりました。

7月28日には、北海道白滝遺跡群出土品の国宝指定2周年を記念し、伊与原新氏直

《令和7年9月4日》

木賞受賞記念講演会・サイン会を開催しました。

直木賞受賞作「藍を継ぐ海」の著者である伊与原新氏をお招きし、「小説と、化学と土地と」という興味深いテーマで御講演をいただきました。

受賞作の短編集の一つである「星隕つ駅遁」は、白滝を舞台に執筆された作品であり、講演では、白滝の名を残し、活性化させようとする地元の方々の活動が、小説の中で描いた内容に重なっている驚きなどについて語られ、地域の未来を語る上で非常に示唆に富む内容がありました。

このほか、パシフィック・ミュージック・フェスティバル札幌2025の室内オーケストラ遠軽公演や、遠軽町出身の甲田益也子氏がボーカルを担当するd i p i n t h e p o o l のライブを開催したところであり、合併20周年を機に地域の芸術文化の向上や住民の交流の場として大きな意義を持つものとなりました。

なお、10月2日には、合併20周年に係る記念式典及び記念講演会を開催する予定です。

次に、東京遠軽会についてありますが、6月28日に東京都で2025年度ふるさと懇親会が開催され、町内の関係団体とともに参加をしてきました。

町からは、近況の報告や特産品の販売、ふるさと納税の紹介などを行い、会場はふるさとを懐かしみながら大いに盛り上がりを見せたところであり、今後も東京遠軽会との絆をさらに深め、大切にしてまいります。

次に、7月3日、株式会社ロッテと「ミント研究推進に関する連携協定」を締結しました。

この協定は、ハッカの栽培や活用研究に関するもののほか、町におけるハッカ生産の歴史及び文化の普及啓発に関することなども含まれており、今後、ハッカを通じた町のPRをしていきたいと考えております。

次に、夏のイベントについてありますが、町内の各地域では、いくたはらヤマベまつり、遠軽がんぼう夏まつり、まるせっぷ観光まつり、ふるさと大好き盆踊り、アンジくんのふるさとまつり、コスモス開花宣言花火大会が、関係者の皆様の御協力により開催され、各イベントともにぎわいを見せておりました。

このうち、7月6日に開催されたいくたはらヤマベまつりでは、晴天の中、約4,500人が歌謡ショーや花火大会を楽しみました。

次に、スポーツ合宿誘致についてありますが、東京大学運動会硬式野球部による本町での合宿が、今年も実現いたしました。

遠軽町スポーツ合宿誘致委員会とともに進めてきた誘致活動により、8月2日から1日までの10日間にわたり、4年連続4回目となる合宿が行われ、選手やスタッフを含む総勢51名がえんがる球場で練習を重ねました。

合宿中には、遠軽高等学校野球部との練習試合が予定されていたものの、天候不良により残念ながら中止となってしまいましたが、今年も「遠軽東大塾」として、東大生から

東大流の学習方法が伝授され、遠軽高校生にとって学力向上の貴重な機会となりました。

このほか、7月から8月にかけて、神奈川県横浜隼人高等学校硬式野球部、岐阜県立岐阜工業高等学校ラグビー部、岡山県倉敷高等学校ラグビー部をはじめ、野球、ラグビー、バレーボール、スキーなど13団体の夏合宿が行われたところです。

今後も遠軽町スポーツ合宿誘致委員会をはじめ、町内関係機関・団体と連携し、スポーツを通じた地域の活性化と教育力の向上を図り、子育て支援に努めてまいります。

次に、要望関係についてですが、遠軽地区総合開発期成会の札幌要望を6月23日及び24日、中央要望を8月20日及び21日に、オホーツク圏活性化期成会の札幌要望を7月25日、中央要望を7月30日及び31日に行ってまいりました。

また、道路関係としまして、高規格道路旭川・紋別自動車道早期建設促進期成会の札幌要望を6月27日、中央要望を7月30日及び31日に、遠軽北見道路整備促進期成会の札幌要望を7月25日、中央要望を7月30日及び31日に行い、それぞれの懸案事項について関係省庁及び国会議員に対し、要望をしてまいりました。

加えて、7月17日には北海道自衛隊駐屯地等連絡協議会として、北海道の自衛隊の体制強化及び地域コミュニティーとの連携について、防衛省、国会議員及び関係機関に対し、要望を行ってまいりました。

次に、本議会に提出いたしました議案の大要について御説明申し上げます。

報告第1号令和6年度遠軽町健全化判断比率について及び報告第2号令和6年度遠軽町資金不足比率については、令和6年度決算に基づき、監査委員の意見をつけて議会に報告するものです。

諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦については、現委員の任期満了に伴い、後任の委員の候補者を推薦いたしたく、議会の意見を求めるものです。

議案第1号表彰については、遠軽町表彰条例に該当いたします対象者の表彰について、議会の議決を求めるものです。

議案第2号北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について、議案第3号北海道町村議員公務災害補償等組合規約の変更について及び議案第4号北海道市町村総合事務組合規約の変更については、各組合から江差町・上ノ国町学校給食組合が脱退することに伴い、各組合規約を変更することについて、議会の議決を求めるものです。

議案第5号遠軽町職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正については、仕事と育児の両立支援制度の利用に関する職員の意向確認等について規定するため、条例を定めるものです。

議案第6号遠軽町職員の育児休業等に関する条例の一部改正については、部分休業の取得パターンを多様化するほか、引用条項を整理するため、条例を定めるものです。

議案第7号遠軽町公営バスに関する条例の一部改正については、公営バスの運行の方法等を改正するため、条例を定めるものです。

議案第8号遠軽町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について

は、給与の減額に関する部分休業の規定を改正するため、条例を定めるものです。

議案第9号遠軽町水道事業給水条例の一部改正については、災害その他非常の場合において、他の市町村長または他の市町村長の指定を受けた給水装置工事事業者による給水装置工事の実施を可能にするため、条例を定めるものです。

議案第10号遠軽町公共下水道条例の一部改正については、災害その他非常の場合において、他の市町村長の指定を受けた排水設備工事指定業者による排水設備等の新設等の工事を可能にするため、条例を定めるものです。

議案第11号遠軽町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正については、情報システムの標準化に伴い、個人番号の独自利用を行う事務等の規定を整理するため、条例を定めるものです。

議案第12号遠軽町議会議員及び遠軽町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正については、選挙運動の公費負担に係る限度額を改定するため、条例を定めるものです。

議案第13号町道路線の認定については、地域住民の生活に供する町道路線を認定することについて、議会の議決を求めるものです。

議案第14号町道路線の変更については、一般交通の用に供する必要がなくなったため、町道路線の一部を変更することについて、議会の議決を求めるものです。

議案第15号及び議案第16号の財産の取得については、新庁舎移動書棚及び庁舎窓口用セミセルフレジについて、議会の議決を求めるものです。

議案第17号令和6年度遠軽町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分については、地方公営企業法の規定により、議会の議決を求めるものです。

次に、議案第18号令和7年度遠軽町一般会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

歳入については、国庫支出金、道支出金、寄附金、繰入金、諸収入及び町債を補正し、寄附金については、寄附者の御意思に添いまして、目的の基金に積立てをするものです。

歳出については、カントリーサイン改修工事、物価高騰対策として生活応援プレミアム付商品券発行事業補助金、戸籍に氏名の振り仮名等を記載するためのシステム改修業務委託料、白滝高齢者総合生活福祉センター暖房・換気自動制御設備改修工事、ハチ駆除業務委託料、除雪ドーザ修繕料、南中学校特別支援教室改修工事などを計上するとともに、新型コロナウイルスワクチン予防接種扶助費を減額するものです。

また、債務負担行為として、新庁舎の備品購入に係る期間と限度額を設定するものです。

議案第19号令和7年度遠軽町介護保険特別会計補正予算（第1号）については、令和6年度介護給付費負担金等の確定に伴う精算返還金等を計上したところです。

議案第20号令和7年度遠軽町下水道事業会計補正予算（第2号）については、大規

模下水道管路特別重点調査等事業の実施に伴い、国庫補助金及び下水道事業債を補正するものです。

認定第1号から認定第6号までについては、令和6年度遠軽町一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算認定並びに水道事業会計及び下水道事業会計の決算認定について、監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものです。

以上が、本議会に提案をいたしました議案の大要です。

御審議を願う議案につきましては、その都度、担当部課長から詳細に御説明いたしますので、御協賛を賜りますようお願いを申し上げます。

◎日程第4 報告第1号及び日程第5 報告第2号

○議長（杉本信一君）　日程第4　報告第1号令和6年度遠軽町健全化判断比率について、日程第5　報告第2号令和6年度遠軽町資金不足比率について、以上2件は関連がありますので、一括して議題とします。

上程の順により、提出者の説明を求めます。

今井財政課長。

○財政課長（今井昌幸君）　報告第1号令和6年度遠軽町健全化判断比率について説明いたします。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、令和6年度遠軽町健全化判断比率を報告するものです。

健全化判断比率につきましては、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の四つの比率で構成されるものです。

実質赤字比率につきましては、一般会計の赤字を示す指標で、赤字は生じておりませんので、比率は算定されないものです。

連結実質赤字比率につきましては、町の全ての会計の赤字を示す指標で、赤字は生じておりませんので、比率は算定されないものです。

実質公債費比率につきましては、町の全ての会計及び一部事務組合が負担する公債費の大きさを示す指標で、令和6年度においては1.2%となったものです。

将来負担比率につきましては、町の全ての会計、一部事務組合及び第三セクターが翌年度以降に負担する債務の大きさを示す指標で、令和6年度においては33.8%となったものです。

各比率におきましては、それぞれ基準を超えていないことから、財政状況は健全と判断されるものです。

なお、赤番12として、監査委員の健全化判断比率審査意見書をつけておりますので、御参照をお願いいたします。

以上で、報告第1号の説明を終わります。

続きまして、報告第2号令和6年度遠軽町資金不足比率について説明いたします。

《令和7年9月4日》

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、令和6年度遠軽町資金不足比率を報告するものです。

資金不足比率につきましては、公営企業会計の資金不足の程度を会計ごとに示す指標で、各会計において資金不足は生じておりませんので、比率は算定されないものです。

なお、赤番14として、監査委員の資金不足比率審査意見書をつけておりますので、御参照をお願いいたします。

以上で、説明を終わります。

○議長（杉本信一君） これより、一括上程しました報告2件の質疑を行います。

質疑は、上程の順により、各案件ごとに行います。

これより、報告第1号の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 質疑なしと認めます。

これをもって、報告第1号の質疑を終わります。

以上で、報告第1号令和6年度遠軽町健全化判断比率についてを終わります。

次に、報告第2号の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 質疑なしと認めます。

これをもって、報告第2号の質疑を終わります。

以上で、報告第2号令和6年度遠軽町資金不足比率についてを終わります。

◎日程第6 諒問第1号

○議長（杉本信一君） 日程第6 諒問第1号人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

佐々木町長。

○町長（佐々木修一君） 諒問第1号人権擁護委員候補者の推薦について御説明いたします。

人権擁護委員、野村克仁氏が令和7年12月31日をもって任期満了となるため、次の方を推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

氏名、野村克仁氏。

住所及び生年月日は、それぞれ記載のとおりであります。

野村氏は人格識見ともに高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある方でありますので、人権擁護委員候補者として推薦いたしたく、議会の意見を求めるものであります。

なお、御本人の略歴につきましては、次のページ以降の参考資料を御参照願います。

《令和7年9月4日》

以上で、説明を終わります。

○議長（杉本信一君） これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり同意することに決定しました。

◎日程第7 議案第1号

○議長（杉本信一君） 日程第7 議案第1号表彰についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

松村総務課長。

○総務課長（松村圭悟君） 議案第1号表彰について御説明いたします。

遠軽町表彰条例第2条の規定により、表彰することについて、議会の議決を求めるものであります。

次のページ、別紙をお開き願います。

1の遠軽町表彰条例第2条第1号才に該当する自治功労としまして、12年以上遠軽町監査委員の職にありました村瀬光明様であります。なお、住所につきましては、記載のとおりであります。

次に、2の遠軽町表彰条例第2条第1号才に該当する自治功労としまして、20年以上遠軽町保健医療福祉審議会委員及び遠軽町国民健康保険運営協議会委員の職にあります田中実様であります。なお、住所につきましては、記載のとおりであります。

次に、3の社会功労としまして、遠軽町表彰条例第2条第3号ウに該当する御寄附を頂きました佐藤孝之様、涌島正成様、田村文則様であります。なお、住所、寄附金額及び目的は、それぞれ記載のとおりであります。

次に、4の社会功労としまして、遠軽町表彰条例第2条第3号エに該当する御寄附を頂きました株式会社岩見田・設計様であります。なお、住所、寄附金額及び目的は、それぞれ記載のとおりであります。

次に、2ページをお開き願います。

5の遠軽町表彰条例第2条第4号アに該当する消防功労としまして、20年以上消防団員として勤続されました岩城健綱様であります。なお、住所につきましては、記載のとおりであります。

以上、自治功労2件、社会功労4件、消防功労1件につきまして、遠軽町表彰条例に

基づき表彰いたしたく提案するものであります。

以上で、説明を終わります。

○議長（杉本信一君） これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第1号表彰についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第2号から日程第10 議案第4号まで

○議長（杉本信一君） 日程第8 議案第2号北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について、日程第9 議案第3号北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について、日程第10 議案第4号北海道市町村総合事務組合規約の変更について、以上3件は関連がありますので、一括して議題とします。

上程の順により、提出者の説明を求めます。

松村総務課長。

○総務課長（松村圭悟君） 議案第2号北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について御説明いたします。

北海道市町村職員退職手当組合から江差町・上ノ国町学校給食組合が脱退することに伴い、規約を変更することについて協議したいので、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次のページ、別紙をお開き願います。

北海道市町村職員退職手当組合規約の一部を変更する規約であります。

変更の内容につきましては、新旧対照表で御説明いたしますので、次のページをお開き願います。

別紙の（2）一部事務組合及び広域連合の表、檜山管内の項中「、江差町・上ノ国町学校給食組合」を削るものであります。

前のページ、別紙に戻っていただきまして、附則としまして、この規約は、地方自治法第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行するものであります。

以上で、議案第2号の説明を終わります。

次に、議案第3号北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について御説明いたします。

北海道町村議会議員公務災害補償等組合から江差町・上ノ国町学校給食組合が脱退す

ることに伴い、規約を変更することについて協議したいので、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次のページ、別紙をお開き願います。

北海道町村議會議員公務災害補償等組合規約の一部を変更する規約であります。

変更の内容につきましては、新旧対照表で御説明いたしますので、次のページをお開き願います。

別表第1中「江差町・上ノ国町学校給食組合」を削るものであります。

前のページ、別紙に戻っていただきまして、附則としまして、この規約は、地方自治法第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行するものであります。

以上で、議案第3号の説明を終わります。

次に、議案第4号北海道市町村総合事務組合規約の変更について御説明いたします。

北海道市町村総合事務組合から江差町・上ノ国町学校給食組合が脱退することに伴い、規約を変更することについて協議したいので、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次のページ、別紙をお開き願います。

北海道市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約であります。

変更の内容につきましては、新旧対照表で御説明いたしますので、次のページをお開き願います。

別表第1檜山振興局（11）の項中「（11）」を「（10）」に改め、「、江差町・上ノ国町学校給食組合」を削るものであります。

次に、別表第2の9の項中「、江差町・上ノ国町学校給食組合」を削るものであります。

前のページ、別紙に戻っていただきまして、附則としまして、この規約は、地方自治法第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行するものであります。

以上で、議案第4号の説明を終わります。

○議長（杉本信一君） これより、一括上程しました議案3件の質疑を行います。

質疑は、上程の順により、各案件ごとに行います。

これより、議案第2号の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第2号の質疑を終わります。

次に、議案第3号の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第3号の質疑を終わります。

次に、議案第4号の質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（杉本信一君） 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第4号の質疑を終わります。

以上で、議案3件の質疑を終わります。

これより、一括上程しました議案3件を採決いたします。

採決は、上程の順により、各案件ごとに行います。

これより、議案第2号北海道市町村職員退職手当組合規約の変更についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（杉本信一君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号北海道町村議員公務災害補償等組合規約の変更についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（杉本信一君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号北海道市町村総合事務組合規約の変更についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（杉本信一君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第5号

○議長（杉本信一君） 日程第11 議案第5号遠軽町職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

松村総務課長。

○総務課長（松村圭悟君） 議案第5号遠軽町職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正について御説明いたします。

本案は、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、仕事と育児の両立支援制度の利用に関する職員の意向確認等について規定するため、本条例を定めるものであります。

次のページ、別紙を御覧願います。

遠軽町職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例でありま

す。

改正の内容につきましては、新旧対照表で御説明いたしますので、次のページの参考資料を御覧願います。

第17条第1項は引用条項の整理であり、「第17条の3第1項」を「第17条の4第1項」に改めるものであります。

改正後の第17条の3は、妊娠・出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等について規定を追加するものであり、第1項は、職員またはその配偶者が妊娠し、または出産したことを、その他これに準ずる事案を申し出たときに講ずる措置を、第2項につきましては、3歳に満たない子を養育する職員に対して講じる措置を、次に2ページに進みまして、第3項につきましては、意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならないことを、それぞれ規定しているものであります。

改正後の第17条の4は文言の整理であります、「申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）」を「請求等」に改め、改正前の第17条の3を第17条の4とするものであります。

改正後の第17条の5は、条ずれにより、改正前の第17条の4を第17条の5とするものであります。

別紙に戻っていただきまして、附則第1項として、この条例は令和7年10月1日から施行するものであります。ただし、次項の規定は公布の日から施行するものであります。

附則第2項としまして、この条例の施行の日前においても、この条例による改正後の遠軽町職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例第17条の3第2項の規定の例により、同項各号に掲げる措置を講ずることができる。この場合において、その講じられた措置は、施行日以後は、同項の規定により講じられたものとみなすという経過措置を規定するものであります。

以上で、議案第5号の説明を終わります。

○議長（杉本信一君） これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第5号遠軽町職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第6号

○議長（杉本信一君）　日程第12　議案第6号遠軽町職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

松村総務課長。

○総務課長（松村圭悟君）　議案第6号遠軽町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について御説明いたします。

本案は、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、部分休業の取得パターンを多様化するほか、引用条項を整理するため、本条例を定めるものであります。

次のページ、別紙を御覧願います。

遠軽町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例であります。

改正の内容につきましては、新旧対照表で御説明いたしますので、別紙の参考資料を御覧願います。

第1条は、地方公務員の育児休業等に関する法律の改正に伴う引用条項の整理であります、「第19条第1項及び第2項」を「第19条第1項から第3項まで及び第5項」に改めるものであります。

第21条は、部分休業をすることができない職員を規定したものであり、第2号中「及び勤務日ごとの勤務時間」を削除することにより、非常勤職員のうち部分休業をすることができない職員の要件から、勤務日ごとの勤務時間の制限を「除く」の次に「。次条において同じ」を加えるものであります。

第22条は、これまでの部分休業の承認を第1号部分休業の承認に改めるものであります、見出し中「部分休業」を「第1号部分休業」に改め、同条第1項中「部分休業（育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、勤務時間等条例第8条第1項に規定する正規の勤務時間（非常勤職員（短時間勤務職員を除く。以下この条において同じ。）にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）の始め又は終わりにおいて」を育児休業法第19条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第1号部分休業」という。）の承認は」に改め、第2条第2項中「部分休業」を「第1号部分休業」に改め、同条第3項中「部分休業」を「第1号部分休業」に、「第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項」を「第61条の2第20項」に改めるものであります。

改正後の第22条の2から第22条の5までは追加するものであります、第22条の2では2号部分休業の承認、第22条の3では育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間、第22条の4では育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間、第22条の5では育児休業法第19条第3項の条例

で定める特別の事情を規定しているものであります。

第23条は文言の整理でありまして、「部分休業」を「育児休業法第19条第1項に規定する部分休業」に改めるものであります。

第24条は部分休業の承認の取消しについて、「第13条の規定は、部分休業について準用する」を「育児休業法第19条第6項において準用する育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、職員が第3項変更をしたときとする。」に改めるものであります。

別紙に戻っていただきまして、附則第1項として、この条例は令和7年10月1日から施行するものであります。

附則第2項として、地方公務員の育児休業等に関する法律第19条第2項第2号に掲げる範囲内において、この条例の施行の日から令和8年3月31日までの間における部分休業の承認の請求をする場合におけるこの条例による改正後の遠軽町職員の育児休業等に関する条例第22条の4の規定の適用については、同条第1号中「77時間30分」とあるのは「38時間45分」と、同条第2号中「10」とあるのは「5」とする経過措置を規定するものであります。

以上で、議案第6号の説明を終わります。

○議長（杉本信一君） これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第6号遠軽町職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてを採決します。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第7号

○議長（杉本信一君） 日程第13 議案第7号遠軽町公営バスに関する条例の一部改正についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

米谷建設課長。

○建設課長（米谷克美君） 議案第7号遠軽町公営バスに関する条例の一部改正について御説明いたします。

本案は、遠軽地区地域公共交通計画に基づき、持続可能な交通体系の見直しに伴い、公営バスの運行方法等の規定を整理するため、本条例の一部を改正するものであります。

次のページ、別紙をお開き願います。

遠軽町公営バスに関する条例の一部を改正する条例。

遠軽町公営バスに関する条例の一部を、次のように改正する。

改正の内容につきましては、参考資料により御説明いたしますので、遠軽町公営バスに関する条例（抜粋）新旧対照表をお開き願います。

第3条第1項表中、社名淵線の距離「13.4キロメートル」を「13.9キロメートル」に、瀬戸瀬温泉線の距離「20.4キロメートル」を「20.7キロメートル」に、遠軽丸瀬布線の距離「26.3キロメートル」を「26.6キロメートル」に改めるものであります。

第4条第2項第1号中、社名淵線の「1日3往復」を「月曜日、水曜日 1日3往復」に、同項第2号中、瀬戸瀬温泉線の「1日3往復」を「火曜日、木曜日、金曜日 1日3往復」に改めるものであります。

新旧対照表1ページ、第6条第1項第2号中「別表第2」の次に「、別表第2の2、別表第2の3及び別表第2の4」を加え、同項第5号中「（以下「身体障害者」という。）」を「、療育手帳制度要綱の規定による療育手帳の交付を受けている者、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定による精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者（以下「障害者」という。）及び児童福祉法の適用を受ける身体に障害のある児童、知的障害のある児童、精神に障害のある児童（発達障害者支援法第2条第2項に規定する発達障害児を含む。）（以下「障害児」という。）」に改めるものであります。

次に、同項第6号中「身体障害者」を「障害者又は障害児」に改めるものであります。

次に、新旧対照表8ページをお開き願います。

別表第1（第6条関係）社名淵線利用料金表を、9ページ、別紙1のように改めるものであります。

次に、新旧対照表10ページ、別表第1の2（第6条関係）瀬戸瀬温泉線利用料金表を、11ページ、別紙2のように改めるものであります。

次に、新旧対照表12ページ、別表第1の4（第6条関係）遠軽丸瀬布線利用料金表を、14ページ、別紙3のように改めるものであります。

次に、新旧対照表2ページに戻りまして、別表第2（第6条関係）「定期乗車券料金表」を「社名淵線定期乗車券料金表」に改め、同表の次に、別表第2の2瀬戸瀬温泉線定期乗車券料金表、別表第2の3丸瀬布上武利線定期乗車券料金表、別表第2の4（第6条関係）遠軽丸瀬布線定期乗車券料金表を加えるものです。

次に、別表第4は、（第9条関係）社名淵線停留所の名称及び位置でありますて、名称「遠軽（役場前）」の下に「メトロプラザ、遠軽町岩見通南1丁目1番地2地先」を加え、同表、名称「若松、遠軽町若松73番地地先」を削るものであります。

次に、別表第4の2（第9条関係）瀬戸瀬温泉線停留所の名称及び位置ですが、名称「遠軽（役場前）」の下に「メトロプラザ、遠軽町岩見通南1丁目1番地2地先」を加

え、次の別表第4の4（第9条関係）の名称及び位置の名称「遠軽（役場前）」の次に「メトロプラザ、遠軽町岩見通南1丁目1番地2地先」を加えるものです。

別紙9ページに戻りまして、附則として、この条例は、令和7年10月1日から施行するものです。

以上で説明を終わります。

○議長（杉本信一君） これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第7号遠軽町公営バスに関する条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第14 議案第8号

○議長（杉本信一君） 日程第14 議案第8号遠軽町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

小野寺水道課長。

○水道課長（小野寺悟君） 議案第8号遠軽町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について御説明いたします。

本案は、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、給与の減額に関する部分休業の規定を改正するため、本条例を定めるものであります。

次ページ、別紙をお開き願います。

遠軽町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正をする条例です。

改正の内容につきましては、次ページの参考資料、新旧対照表により御説明いたしますので、お開き願います。

給与の減額について規定している第17条第2項の本文中「一部（2時間を超えない範囲内の時間に限る。）」を「全部又は一部（2時間を超えない範囲内又は1年につき管理者が指定する時間を超えない範囲内の時間に限る。）」に改定するものでございます。

別紙に戻りまして、附則として、この条例は、令和7年10月1日から施行するものです。

以上で、議案第8号の説明を終わります。

○議長（杉本信一君） これより、質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（杉本信一君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第8号遠軽町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（杉本信一君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第15 議案第9号及び日程第16 議案第10号

○議長（杉本信一君） 日程第15 議案第9号遠軽町水道事業給水条例の一部改正について、日程第16 議案第10号遠軽町公共下水道条例の一部改正について、以上2件は関連がありますので、一括して議題とします。

上程の順により、提出者の説明を求めます。

小野寺水道課長。

○水道課長（小野寺悟君） 議案第9号遠軽町水道事業給水条例の一部改正について御説明いたします。

本案は、国土交通省水管・国土保全局水道事業課長通知に鑑み、災害その他非常の場合において、他の市町村長または他の市町村長の指定を受けた給水装置工事事業者による給水装置工事の実施を可能にするため、本条例を定めるものであります。

次ページ、別紙をお開き願います。

遠軽町水道事業給水条例の一部を改正する条例です。

改正の内容につきましては、次ページの参考資料、新旧対照表により御説明いたしますので、お開き願います。

工事の施行について規定している第8条の本文に「ただし、災害その他非常の場合において、管理者が他の市町村長又は他の市町村長が同項の指定をした者が給水装置工事を施行する必要があると認めるときは、この限りでない。」を加えるものでございます。

別紙に戻りまして、附則として、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上で、議案第9号の説明を終わります。

続きまして、議案第10号遠軽町公共下水道条例の一部改正について御説明いたします。

本案は、下水道法第25条に基づく標準下水道条例の一部改正に鑑み、災害その他非常の場合において、他の市町村長の指定を受けた排水設備工事指定業者による排水設備等の新設等の工事を可能にするため、本条例を定めるものであります。

次ページ、別紙をお開き願います。

遠軽町公共下水道条例の一部を改正する条例です。

改正の内容につきましては、次ページの参考資料、新旧対照表により御説明いたしますので、お開き願います。

排水設備工事指定業者の指定について規定している第7条の本文に「(4) 災害その他非常の場合において、管理者が他の市町村長の指定を受けた者に工事を行わせる必要があると認めるときに、他の市町村長の指定を受けた者が行う工事」を加えるものでございます。

別紙に戻りまして、附則として、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

以上で、議案第9号及び議案第10号の説明を終わります。

○議長（杉本信一君） これより、一括上程しました議案2件の質疑を行います。

質疑は、上程の順により、各案件ごとに行います。

これより、議案第9号の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第9号の質疑を終わります。

次に、議案第10号の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第10号の質疑を終わります。

以上で、議案2件の質疑を終わります。

これより、一括上程しました議案2件を採決いたします。

採決は、上程の順により、各案件ごとに行います。

これより、議案第9号遠軽町水道事業給水条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第10号遠軽町公共下水道条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第17 議案第11号

○議長（杉本信一君）　日程第17　議案第11号遠軽町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

大西企画課長。

○企画課長（大西公太君）　議案第11号遠軽町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について御説明いたします。

本案は、情報システムの標準化に伴い、個人番号の独自利用を行う事務等の規定を整理するため、本条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものです。

次のページ、別紙をお開き願います。

遠軽町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例につきまして、その改正の内容につきましては、参考資料の新旧対照表により御説明しますので、次のページをお開き願います。

個人番号の利用範囲を規定します第4条第1項中「事務は」の次に「、別表第1の第1欄に掲げる機関が行う同表の第2欄に掲げる事務」を、「特定個人番号利用事務」の次に「並びに町長又は教育委員会が第3項に規定する住登外者宛名情報をを利用して行う法別表の下欄に掲げる事務及び法第9条第1項に規定する準法定事務」を加え、同条第3項中「前項」を「第2項」に改め、同項を第4項とし、第2項の次に第3項「町長又は教育委員会は、法別表の下欄に掲げる事務又は法第9条第1項に規定する準法定事務を処理するために必要な限度で、町の事務を処理するために利用する情報システムの機能であって住登外者（町の住民基本台帳に記録されていない者をいう。以下同じ。）を特定する固有の番号を付番し、管理するもの（以下「住登外者宛名番号管理機能」という。）による住登外者の情報の管理に関する情報（以下「住登外者宛名情報」という。）であって自らが保有するものを利用することができる。」を加えまして、特定個人情報の提供に関する規定をしております第5条第1項中「別表」を「別表第2」に改め、別表を別表第1及び別表第2に、それぞれ改めるものであります。

前のページ、別紙にお戻りいただきまして、附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するとしております。

以上で説明を終わります。

○議長（杉本信一君）　これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君）　質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第11号遠軽町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（杉本信一君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第18 議案第12号

○議長（杉本信一君） 日程第18 議案第12号遠軽町議会議員及び遠軽町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

松村選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（松村圭悟君） 議案第12号遠軽町議会議員及び遠軽町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について御説明いたします。

本案は、公職選挙法施行令の一部改正に鑑み、遠軽町議会議員及び遠軽町長の選挙における選挙運動の公費負担に係る限度額を改定するため、提案するものであります。

次のページ、別紙をお開き願います。

遠軽町議会議員及び遠軽町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例であります。

改正の内容につきましては、新旧対照表で御説明いたしますので、次のページ、参考資料をお開き願います。

第8条は、選挙運動用ビラの作成の公費負担額及び支払いに関する規定であり、選挙運動用ビラの1枚当たりの単価の限度額である「7円73銭」を「8円38銭」に改めるものであります。

第11条は、選挙運動用ポスターの作成の公費負担額及び支払い手続に関する規定であります。選挙運動用ポスターの1枚当たりの単価の限度額であります「541円31銭」を「586円88銭」に改めるものであります。

別紙に戻っていただきまして、附則第1項としまして、この条例は公布の日から施行するものであります。

附則第2項は適用区分であります。この条例による改正後の遠軽町議会議員及び遠軽町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用し、この条例の施行の日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例によるものであります。

以上で、議案第12号の説明を終わります。

○議長（杉本信一君） これより、質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（杉本信一君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第12号遠軽町議会議員及び遠軽町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（杉本信一君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

11時15分まで暫時休憩とします。

午前11時00分 休憩

午前11時13分 再開

○議長（杉本信一君） 再開します。

◎日程第19 議案第13号

○議長（杉本信一君） 日程第19 議案第13号町道路線の認定についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

米谷建設課長。

○建設課長（米谷克美君） 議案第13号町道路線の認定について御説明いたします。

本案件は、地域住民の生活に供するため、町道路線を認定することについて、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるものです。

認定する町道の路線番号、路線名、起点、終点、重要な経過地、幅員、延長につきましては記載のとおりで、1路線を認定するものでございます。

詳細につきましては、赤番3の町道路線の認定に関する資料により御説明いたします。

赤番3の1ページ、路線認定位置図でございます。

図面中央、南町4丁目1号通交差点丸印が起点で、市街地40号交差点三角印を終点とする実線を、町道南町4丁目9号通として認定するものです。

2ページは詳細図で、上段が認定前、下段が認定後路線の地番図になります。

起点、南町4丁目2番115地先から、終点、南町4丁目2番51地先まで、幅員8.0メートルから13.0メートル、延長183メートルでございます。

以上で、説明を終わります。

○議長（杉本信一君） これより、質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（杉本信一君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第13号町道路線の認定についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（杉本信一君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第20 議案第14号

○議長（杉本信一君） 日程第20 議案第14号町道路線の変更についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

米谷建設課長。

○建設課長（米谷克美君） 議案第14号町道路線の変更について御説明いたします。

本案は、一般交通の用に供する必要がなくなったため、町道路線の一部を変更することについて、道路法第10条第3項において準用する同法第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるものです。

変更する町道の路線名、起点、終点、重要な経過地、幅員、延長につきましては記載のとおりで、1路線を変更するものでございます。

詳細につきまして、赤番4の町道路線の変更に関する資料により御説明いたします。

赤番4の1ページ、町道路線変更位置図でございます。

図面中央、一般国道333号交差点丸印が起点で、JR用地境界三角印を終点とする区間を町道として認定しておりましたが、旭川・紋別自動車道、一般国道450号の整備に伴い、豊里44号道路起点側、実線白抜き区間からの民地への取付道路が移設されること、また、未供用区間でありました町道豊里基線道路交差点から一般国道333号及び242号交差点区間を北海道開発局が道路整備し、町道として供用を開始できることから、図面中央左側の実線白抜き区間の用途を外し、黒実線、旭川・紋別自動車道の用地境界を起点に変更するものでございます。

2ページは詳細図で、上段が起点部変更前路線で、下段が変更後路線の地番図になります。

ページをめくりまして、3ページは終点の詳細図になります。

変更前につきましては、起点、豊里530番地先から、終点、豊里570番1地先まで、幅員10.9メートルから25.1メートル、延長1,629メートル。

変更後につきましては、起点、豊里530番2地先から、終点、豊里570番1地先まで、幅員10.9メートルから25.1メートル、延長1,464メートルでございます。

以上で、説明を終わります。

○議長（杉本信一君） これより、質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（杉本信一君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第14号町道路線の変更についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第21 議案第15号

○議長（杉本信一君） 日程第21 議案第15号財産の取得についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

田村総務課契約担当課長。

○総務課契約担当課長（田村明彦君） 議案第15号財産の取得について御説明いたします。

遠軽町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、財産を取得することについて、議会の議決を求めるものであります。

取得する財産は、移動書棚16台であります。

取得の方法は指名競争入札でありまして、取得価格は1,408万円であります。

取得の相手方は、遠軽町岩見通南2丁目1番地1、イト電商事株式会社、代表取締役、加藤幸徳であります。

この財産の取得につきましては、8月22日、9者で指名競争入札を行った結果、イト電商事株式会社が落札者となり、同日、仮契約を締結しております。

納期は、令和8年3月10日であります。

なお、入札の執行状況につきましては、配付をしております財産の取得又は処分に係る入札等状況の一覧表1に記載をしておりますので、御参照を願います。

以上で説明を終わります。

○議長（杉本信一君） これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第15号財産の取得についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第22 議案第16号

○議長（杉本信一君）　日程第22　議案第16号財産の取得についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

田村総務課契約担当課長。

○総務課契約担当課長（田村明彦君）　議案第16号財産の取得について御説明いたします。

遠軽町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、財産を取得することについて、議会の議決を求めるものであります。

取得する財産は、セミセルフレジ2台であります。

取得の方法は指名競争入札であります。取得価格は853万6,000円であります。

取得の相手方は、遠軽町岩見通南2丁目1番地1、イト電商事株式会社、代表取締役、加藤幸徳であります。

この財産の取得につきましては、8月22日、5者で指名競争入札を行った結果、イト電商事株式会社が落札者となり、同日、仮契約を締結しております。

納期は、12月19日であります。

なお、入札の執行状況につきましては、配付をしております財産の取得又は処分に係る入札等状況の一覧表2に記載をしておりますので、御参照願います。

以上で説明を終わります。

○議長（杉本信一君）　これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君）　質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第16号財産の取得についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君）　異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第23 議案第17号

○議長（杉本信一君）　日程第23　議案第17号令和6年度遠軽町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

小野寺水道課長。

○水道課長（小野寺悟君）　議案第17号令和6年度遠軽町下水道事業会計未処分利益剰

余金の処分について説明いたします。

令和6年度遠軽町下水道事業会計未処分利益剰余金3,804万5,976円のうち2,000万円を減債積立金に積立ていたしたく、地方公営企業法第32条第2項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上で、議案第17号の説明を終わります。

○議長（杉本信一君） これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第17号令和6年度遠軽町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

説明員入替えのため、暫時休憩します。

午前11時24分 休憩

午前11時25分 再開

○議長（杉本信一君） 再開します。

◎日程第24 議案第18号

○議長（杉本信一君） 日程第24 議案第18号令和7年度遠軽町一般会計補正予算（第3号）を議題とします。

提出者の説明を求めます。

今井財政課長。

○財政課長（今井昌幸君） 議案第18号令和7年度遠軽町一般会計補正予算（第3号）について説明いたします。

令和7年度遠軽町一般会計補正予算（第3号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,673万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を238億1,118万7,000円とするものです。

補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」により説明いたします。

債務負担行為の追加は、「第2表債務負担行為補正」により説明いたします。

地方債の変更は、「第3表地方債補正」により説明いたします。

次のページをお開き願います。

第1表歳入歳出予算補正の1、歳入から説明いたします。

15款国庫支出金につきましては、2項国庫補助金に1,162万7,000円を追加、3項委託金に117万5,000円を追加し、総額を13億4,443万9,000円とするものです。

16款道支出金につきましては、3項委託金に40万6,000円を追加し、総額を9億3,719万5,000円とするものです。

18款寄附金につきましては、1項寄附金に498万円を追加し、総額を2億2,403万2,000円とするものです。

19款繰入金につきましては、1項基金繰入金を171万8,000円減額し、総額を28億9,822万円とするものです。

21款諸収入につきましては、5項雑入を1,913万9,000円減額し、総額を17億1,638万5,000円とするものです。

22款町債につきましては、1項町債に1,940万円を追加し、総額を52億7,990万円とするものです。

これにより、歳入合計237億9,445万6,000円に1,673万1,000円を追加し、総額を238億1,118万7,000円とするものです。

次のページをお開き願います。

2、歳出について説明いたします。

2款総務費につきましては、1項総務管理費に2,645万5,000円を追加、3項戸籍住民基本台帳費に213万1,000円を追加、5項統計調査費に40万6,000円を追加し、総額を86億9,478万6,000円とするものです。

3款民生費につきましては、1項社会福祉費に1,185万8,000円を追加し、総額を31億9,284万5,000円とするものです。

4款衛生費につきましては、1項保健衛生費を2,837万8,000円減額し、総額を24億8,851万2,000円とするものです。

8款土木費につきましては、2項道路橋梁費に315万9,000円を追加し、総額を20億1,596万9,000円とするものです。

10款教育費につきましては、3項中学校費に110万円を追加し、総額を22億6,829万5,000円とするものです。

これにより、歳出合計237億9,445万6,000円に1,673万1,000円を追加し、総額を歳入歳出同額の238億1,118万7,000円とするものです。

次に、第2表債務負担行為補正について説明いたします。

債務負担行為の追加につきましては、新庁舎備品購入事業限度額2億円を追加するもので、期間は令和7年度から令和8年度までです。

次に、第3表地方債補正について説明いたします。

地方債の変更につきましては、新庁舎整備事業の限度額を23億1,630万円に、芸

術文化交流プラザ無電柱化事業の限度額を2,000万円に、スポーツ公園照明施設改修事業の限度額を7,110万円に、過疎地域持続的発展特別事業の限度額を1億5,530万円に変更するものです。

起債の方法、利率、償還の方法は、それぞれ補正前と変更はありません。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の1、総括を省略いたしまして、3、歳出から説明いたします。

10ページをお開き願います。

2款総務費1項総務管理費1目一般管理費、周年記念事業311万3,000円につきましては、合併20周年記念の一環で、新たなカントリーサインを決定することに伴い、道道4か所に設置されているカントリーサインを更新するため、工事請負費を計上するものです。

5目財産管理費、6目企画費及び10目自治振興費につきましては、それぞれ財源の振替です。

13目諸費、税外収入還付800万円につきましては、障害者自立支援給付費道費負担金ほか、国庫負担金等の精算による返還金を計上するものです。

14目基金運営費、基金運営事業につきましては、まちづくり振興基金積立金に指定寄附金9件分288万円を追加、まち・ひと・しごと創生基金積立金に企業版ふるさと納税2件分210万円の追加です。

15目物価高騰対策費、物価高騰対応重点支援事業1,036万2,000円につきましては、物価高騰等により停滞している町内消費の喚起を図るため、町内で使える生活応援プレミアム付商品券を発行するための経費を令和6年度補正により令和7年度に繰り越して実施することとしておりましたが、令和7年度に物価高騰対応重点支援交付金の追加交付があったことから、繰越明許費分と合わせ、プレミアム分を当初の20%から30%に引き上げて実施するため、生活応援プレミアム付商品券発行事業補助金の追加です。

12ページをお開き願います。

3項戸籍住民基本台帳費1目戸籍住民基本台帳費、戸籍・住民基本台帳管理事業につきましては、戸籍法改正により、氏名の振り仮名等を戸籍に記録するため、システム改修に係る経費として戸籍電算システム改修業務委託料99万円を計上。備品購入費114万1,000円につきましては、出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の改正により、在留カード及び特別永住者証明書のICチップに住居地等を記録するため、記録端末等を購入する経費を追加するものです。

14ページをお開き願います。

5項統計調査費1目統計調査総務費、国勢調査事業40万6,000円につきましては、調査員報酬単価の増加及び調査区の人数の変更に伴い、調査員報酬の追加です。

16ページをお開き願います。

《令和7年9月4日》

3款民生費1項社会福祉費2目障害者福祉費、障害者総合支援事業55万円につきましては、障がい者本人が就労先、働き方についてよりよい選択ができるよう、本人の希望、就労能力や適正等に合った選択を支援する就労選択支援が令和7年10月から開始されるため、障がい者福祉システムの改修に係る委託料の追加です。

5目社会福祉施設費、白滝高齢者総合生活福祉センター管理事業1,130万8,000円につきましては、倒木による停電のため、施設の暖房・換気自動制御設備が停止し、仮復旧したもの、停電等で再度電源が落ちた場合、復旧の見込みがないことから、施設の入居者、サービス利用者への影響を考慮し、設備改修に係る工事請負費を計上するものです。

18ページをお開き願います。

4款衛生費1項保健衛生費3目予防費、予防接種事業3,430万4,000円の減額につきましては、新型コロナウイルスワクチン予防接種扶助費に係る国による助成が廃止されることとなったため、町の助成率を当初より引き上げることにより、一般の個人負担額を当初と同程度とともに、対象者の接種率を精査したことにより、予算を減額するものです。

接種費用の見込みは1回当たり1万5,300円。接種率は10%と見込み、助成額及び対象者数については、全額を助成する生活保護受給者は12人分、一部を助成する一般は約67%の助成率で1万300円を助成し、690人分を見込むものでございます。

なお、町の助成率は、令和8年度に50%、令和9年度に35%と、段階的に引き下げるものでございます。

4目環境衛生費、害虫等駆除事業517万6,000円につきましては、猛暑によりスズメバチの活動時期が早まったことで活動範囲が拡大し、スズメバチの増加による駆除件数の増加とともに、巣の規模が大きくなったため、職員では対応できない状況にあることから、ハチ駆除業務委託料を追加するものです。

環境衛生一般経費75万円につきましては、一般住宅における飲料水を確保するため、井戸掘削等の費用1件の補助として飲料水確保事業補助金を計上するものです。

20ページをお開き願います。

8款土木費2項道路橋梁費2目道路橋梁維持費、除排雪事業315万9,000円につきましては、平成22年度に購入した除雪ドーザに装着しているロータリー装置が経年劣化による亀裂等破損が著しいため、修繕料を追加するものです。

22ページをお開き願います。

10款教育費3項中学校費3目学校建設費、中学校建設事業110万円につきましては、令和8年度において南中学校に特別支援教室1部屋を追加する必要があり、既存の特別支援教室を分割し、教室を確保するため、工事請負費を計上するものです。

24ページをお開き願います。

5項社会教育費3目公民館費につきましては、財源の振替です。

《令和7年9月4日》

26ページをお開き願います。

6項保健体育費2目体育施設費につきましても、財源の振替です。

次に、2、歳入について説明いたします。

8ページをお開き願います。

15款国庫支出金2項国庫補助金1目総務費国庫補助金につきましては、生活応援プレミアム付商品券発行事業に伴う物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金1,036万2,000円の追加、戸籍電算システム改修に伴う社会保障・税番号制度システム整備費補助金99万円の計上です。

2目民生費国庫補助金につきましては、障がい者福祉システム改修に伴う障害者総合支援事業費補助金27万5,000円の追加です。

3項委託金1目総務費委託金につきましては、在留カード等記録端末の購入に伴う中長期在留者住居地届出等事務委託金117万5,000円の追加です。

16款道支出金3項委託金1目総務費委託金につきましては、国勢調査に係る調査員報酬単価の増加及び調査区の人数変更に伴う国勢調査委託金40万6,000円の追加です。

18款寄附金1項寄附金2目指定寄附金につきましては、まちづくり振興資金として5件223万円、社会福祉振興資金として3件60万円、教育振興資金として1件5万円の合わせて288万円の指定寄附を頂いたものです。3目ふるさと納税寄附金210万円につきましては、地方創生推進資金として2件の企業版ふるさと納税寄附金を頂いたものです。

19款繰入金1項基金繰入金1目財政調整基金繰入金につきましては、254万8,000円の減額。3目まちづくり振興基金繰入金につきましては、83万円の追加です。

21款諸収入5項雑入5目過年度収入1,265万円につきましては、障害者自立支援給付費国庫負担金ほか、国及び道負担金に係る精算受入れによるものです。

6目雑入3,178万9,000円の減額につきましては、新型コロナウイルスワクチン接種に係るワクチン生産体制等緊急整備基金助成金の廃止によるものです。

22款町債1項町債1目総務債につきましては、750万円の追加。8目教育債につきましては、920万円の追加。9目過疎地域持続的発展特別事業債につきましては、270万円の追加です。

なお、工事に関する概要につきましては、別添の補正予算に関する資料により、担当から説明いたします。

以上で説明を終わります。

○議長（杉本信一君） 堂前総務課長。

○総務課長（堂前政好君） 資料の赤番5、令和7年度遠軽町一般会計補正予算（第3号）に関する資料の1ページを御覧願います。

南中学校特別支援教室改修工事の平面図であります。

《令和7年9月4日》

令和8年度から新たな特別支援学級を設けるため、既存の特別支援教室を二教室に分割する改修工事を行うものであります。

工事の概要につきましては、南中学校の1階東側の太枠で囲んであります特別支援教室の中央にアルミパーテイションを設置して分割するとともに、床の一部を改修するものであります。

なお、当該教室につきましては、エアコンを1台設置していることから、分割後の二教室ともにエアコンの風が行き渡るよう、パーテイションの設置に当たりましては、床から天井までを完全に塞ぐものではなく、天井部分に隙間を設け、風が行き渡るよう工夫するとともに、ドアを設置し、教室を行き来できるよう改修するものであります。

以上で、資料の説明を終わります。

○議長（杉本信一君） これより、質疑を行います。

質疑は、第1表歳入歳出予算補正を省略して、歳入歳出補正予算事項別明細書の3、歳出より各款ごとに行います。

2款総務費、10ページから15ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 3款民生費、16ページ、17ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 4款衛生費、18ページ、19ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 8款土木費、20ページ、21ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 10款教育費、22ページから27ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 次に、2、歳入に入ります。

15款国庫支出金、8ページ、9ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 16款道支出金、8ページ、9ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 18款寄附金、8ページ、9ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 19款繰入金、8ページ、9ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 21款諸収入、8ページ、9ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 22款町債、8ページ、9ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 次に、第2表債務負担行為補正、3ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 次に、第3表地方債補正、4ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第18号令和7年度遠軽町一般会計補正予算（第3号）を採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第25 議案第19号

○議長（杉本信一君） 日程第25 議案第19号令和7年度遠軽町介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提出者の説明を求めます。

渡邊保健福祉課長。

○保健福祉課長（渡邊亮司君） 議案第19号令和7年度遠軽町介護保険特別会計補正予算（第1号）について御説明します。

令和7年度遠軽町介護保険特別会計補正予算（第1号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3,520万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を21億5,761万1,000円とするものです。

補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」により御説明します。

次のページをお開き願います。

第1表歳入歳出予算補正の歳入から御説明します。

9款繰越金につきましては、1項繰越金に3,520万1,000円を追加し、総額を3,520万2,000円とするものです。

これにより、歳入合計21億2,241万円に3,520万1,000円を追加し、総額を21億5761万1,000円とするものです。

次に、歳出について御説明します。

次のページをお開き願います。

2款保険給付費につきましては、3項高額医療合算介護サービス等費に60万円を追加し、総額19億4,464万5,000円とするものです。

6款諸支出金につきましては、1項償還金及び還付加算金に3,460万1,000円を追加し、総額を3,501万1,000円とするものです。

これにより、歳出合計21億2,241万円に3,520万1,000円を追加し、総額

を歳入歳出同額の21億5,761万1,000円とするものです。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の総括を省略しまして、歳出から御説明します。

8ページをお開き願います。

2款保険給付費 3項高額医療合算介護サービス等費 1目高額医療合算介護サービス等費 60万円の追加につきましては、実績見込みの精査に伴う追加です。

6款諸支出金 1項償還金及び還付加算金 3目償還金 3,460万1,000円の追加につきましては、令和6年度介護給付費の確定に伴う介護給付費負担金等返還金の追加です。

次に、歳入について御説明いたします。

戻りまして、6ページをお開き願います。

9款繰越金 1項繰越金 1目繰越金 3,520万1,000円の追加につきましては、高額医療合算介護サービス等費及び介護給付費負担金等返還金充当による前年度繰越金の追加です。

以上で説明を終わります。

○議長（杉本信一君） これより、質疑を行います。

質疑は、第1表歳入歳出予算補正を省略して、歳入歳出補正予算事項別明細書の3、歳出より款ごとに行います。

2款保険給付費、8ページ、9ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 6款諸支出金、10ページ、11ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 次に、2、歳入に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 9款繰越金、6ページ、7ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第19号令和7年度遠軽町介護保険特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第26 議案第20号

《令和7年9月4日》

○議長（杉本信一君）　日程第26　議案第20号令和7年度遠軽町下水道事業会計補正予算（第2号）を議題とします。

提出者の説明を求めます。

小野寺水道課長。

○水道課長（小野寺悟君）　議案第20号令和7年度遠軽町下水道事業会計補正予算（第2号）について説明いたします。

第2条は、令和7年度遠軽町下水道事業会計予算第3条中、「定める」の次に「。なお、営業費用中管渠費472万6,000円の財源に充てるため、企業債230万円を借り入れる」を加え、同条に定めた収益的収入及び支出予定額の収入につきまして、第1款下水道事業収益第2項営業外収益に236万3,000円を追加し、総額10億3,966万9,000円とするものです。

第3条は、予算第7条の企業債の限度額「1億8,630万円」を「1億8,860万円」に改めるものであります。

次の1ページは実施計画、2ページはキャッシュ・フロー計算書、3ページから4ページは予定貸借対照表で、説明は省略させていただきます。

次に、5ページをお開き願います。

補正予算（第2号）明細により説明いたします。

収益的収入及び支出の収入。

1款下水道事業収益2項営業外収益3目国庫補助金1節国庫補助金236万3,000円の追加は、大規模下水管路特別重点調査等事業補助金の追加によるものです。

追加補正の理由としましては、埼玉県八潮市で発生した下水道管の破損による道路陥没事故に伴い、国が急遽市町村に要請した大規模下水管路特別重点調査を行うため、委託費等に係る補助率2分の1の補助費が交付されたためでございます。

以上で、議案第20号の説明を終わります。

○議長（杉本信一君）　これより、質疑を行います。

質疑は、実施計画、キャッシュ・フロー計算書、予定貸借対照表を省略して、補正予算明細により行います。

収益的収入及び支出、5ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君）　質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第20号令和7年度遠軽町下水道事業会計補正予算（第2号）について採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君）　異議なしと認めます。

《令和7年9月4日》

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

昼食のため、午後 1 時まで休憩といたします。

午前 11 時 53 分 休憩

午後 0 時 58 分 再開

○議長（杉本信一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第 27 認定第 1 号から日程第 32 認定第 6 号まで

○議長（杉本信一君） 日程第 27 認定第 1 号令和 6 年度遠軽町一般会計歳入歳出決算認定について、日程第 28 認定第 2 号令和 6 年度遠軽町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、日程第 29 認定第 3 号令和 6 年度遠軽町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、日程第 30 認定第 4 号令和 6 年度遠軽町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、日程第 31 認定第 5 号令和 6 年度遠軽町水道事業会計決算認定について、日程第 32 認定第 6 号令和 6 年度遠軽町下水道事業会計決算認定について、以上 6 件は関連がありますので、一括して議題とします。

上程の順により、提出者の説明を求めます。

奥山会計管理者。

○会計管理者（奥山隆男君） 地方自治法第 233 条第 3 項の規定による令和 6 年度遠軽町各会計の決算認定につきまして、認定第 1 号令和 6 年度遠軽町一般会計歳入歳出決算認定についてから、認定第 4 号令和 6 年度遠軽町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてまでの 4 会計の決算概要について説明いたします。

説明資料につきましては、お手元の赤番 6、7 及び 9 から 11 までの 5 冊でございます。

赤番 6 は、一般会計及び特別会計におきます歳入歳出決算書並びに地方自治法施行令の規定に基づきます歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書、赤番 7 は、歳入歳出決算概要説明書、赤番 9 は、地方自治法の規定に基づきます歳入歳出決算に係る主要な施策の成果説明書となっております。

次に、地方自治法の規定に基づく監査委員の意見書として、赤番 10、歳入歳出決算審査意見書、赤番 11 は、基金運用状況審査意見書であります。

それでは、認定第 1 号令和 6 年度遠軽町一般会計歳入歳出決算認定について説明いたします。

赤番の 6、歳入歳出決算書を御覧願います。

決算書の 1 から 4 ページは、歳入に係る款及び項における決算額となります。

4 ページをお開き願います。

4 ページ左列、収入済額の歳入合計 181 億 5,931 万 3,991 円、右列、不納欠損額合計 331 万 8,879 円、収入未済額合計 1 億 5,758 万 7,163 円。

なお、一般会計及び各特別会計における収入未済額及び不納欠損額の内訳は、赤番7、歳入歳出決算概要説明書の17ページから27ページまで、4、町税等収入未済額比較表及び5、収入未済額調書、6、不納欠損額調書にそれぞれ記載してございます。後ほど御覧願います。

決算書に戻りまして、5ページから8ページは歳出に係る款及び項における決算額となります。

8ページをお開き願います。

8ページ左列、支出済額の歳出合計は173億1,863万5,657円、翌年度繰越額合計4億8,520万2,000円、不用額合計7億9,483万2,343円。

7ページ、欄外に記載の歳入歳出差引残額8億4,067万8,334円。このうち4億1,300万円については、地方自治法の規定により、財政調整基金に繰り入れたものであります。

次に、歳入歳出決算事項別明細書につきまして、詳細説明は省略させていただきますが、9ページから206ページまで、歳入歳出それぞれ各節まで記載しておりますので、後ほどお目通しのほどお願いいたします。

続きまして、実質収支に関する調書でございますが、207ページをお開き願います。

207ページ表中、5、実質収支額は8億2,447万2,000円。6、実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額は4億1,300万円でございます。

続きまして、認定第2号令和6年度遠軽町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について説明いたします。

決算書の208ページをお開き願います。

208ページ、209ページは歳入に係る決算額で、209ページ、収入済額の歳入合計は18億7,552万9,894円、不納欠損額合計132万2,444円、収入未済額合計5,632万3,262円。

210ページをお開き願います。

210ページ、211ページは歳出における決算額となり、211ページ、支出済額の歳出合計は18億6,548万1,332円、翌年度繰越額合計0円、不用額合計2億8,607万7,668円。210ページ、欄外に記載の歳入歳出差引残額1,004万8,562円であります。

次に、歳入歳出決算事項別明細書212ページから235ページまでにつきまして、詳細説明は省略させていただきます。

次に、実質収支に関する調書につきまして、236ページをお開き願います。

236ページ表中、実質収支額は1,004万8,000円であります。

次に、認定第3号令和6年度遠軽町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定につい

て説明いたします。

決算書237ページをお開き願います。

237ページ、238ページは歳入に係る決算額で、238ページ、収入済額歳入合計4億271万1,781円、不納欠損額合計44万9,800円、収入未済額合計311万9,800円。

239ページをお開き願います。

239ページ、240ページは歳出に係る決算額で、240ページ、支出済額歳出合計3億9,223万5,887円、翌年度繰越額合計0円、不用額合計1,125万1,113円。239ページ、欄外に記載の歳入歳出差引残額は1,047万5,894円であります。

次に、歳入歳出決算事項別明細書241ページから250ページにつきまして、詳細説明は省略させていただきます。

次に、実質収支に関する調書につきまして、251ページをお開き願います。

251ページ表中、実質収支額は1,047万5,000円であります。

次に、認定第4号令和6年度遠軽町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について説明いたします。

決算書の252ページをお開き願います。

252ページ、253ページは歳入に係る決算額で、253ページ、収入済額歳入合計22億1,428万4,687円、不納欠損額合計51万6,600円、収入未済額合計310万1,950円。

254ページをお開き願います。

254ページ、255ページは、歳出に係る決算額です。255ページ、支出済額歳入合計20億9,679万7,390円、翌年度繰越額合計0円、不用額合計1億4,386万9,610円。254ページ、欄外に記載の歳入歳出差引残額1億1,748万7,297円であります。

次に、歳入歳出決算事項別明細書256ページから、279ページまでにつきまして、詳細説明は省略させていただきます。

次に、実質収支に関する調書につきまして、280ページをお開き願います。

280ページ表中、実質収支額は1億1,748万7,000円であります。

次に、281ページから289ページは令和6年度財産に関する調書で、公有財産、物品、債権及び基金について記載してございます。詳細については省略させていただきます。

次に、別冊の赤番7、令和6年度遠軽町一般会計・特別会計歳入歳出決算概要説明書を御覧願います。

こちらの1ページをお開き願います。

1ページは、会計別決算額総括表でございます。

2ページから9ページは各会計別の歳入・歳出款別決算額比較表で、各款における決算額について前年度と比較をしたものです。

10ページから16ページは各款の中で節の占める金額及び比率で、各会計ごとに歳出の款ごとの節別内訳でございます。

次に、17ページは町税等収入未済額比較表で、税目ごとに現年度及び滞納繰越に係る未済額について、前年度と比較をしたものです。

18ページから23ページは収入未済額調書で、町税等以外の収入未済額の内訳でございます。

24ページから27ページは不納欠損額調書で、令和6年度における不納欠損額の年度別内訳でございます。

28ページから29ページは給与費決算調書で、各項における給与費の内訳です。

30ページから31ページは公債費に関する調書で、一般会計の起債の状況について目的別及び借入先別に分類をしたものです。

32ページ、33ページは基金に関する調書で、財政調整基金から介護給付準備基金までの12基金の内訳です。33ページ、決算年度末現在高（J）の合計は85億9,743万2,707円。また、本年5月末現在高（Q）の合計は87億209万8,992円となってございます。

次に、令和6年度定額運用基金運用状況につきまして、34ページは土地開発基金の運用状況、35ページは奨学資金貸付基金の運用状況、36ページは旭川医科大学医師養成確保学資金貸付基金運用状況の内訳となっております。

次に、目的税の使途につきまして、37ページは入湯税及び都市計画税、38ページから39ページは引上げ分に係る地方消費税の内訳となっております。お目通しをお願いいたします。

その他、お手元の資料でございますが、赤番9、各会計の事務事業における主要な施策の成果説明書、赤番10、各会計の決算審査における監査委員の意見書、赤番11、基金運用状況審査における監査委員の意見書につきましては、詳細説明を省略させていただきますので、お目通しのほどよろしくお願ひいたします。

以上で、令和6年度遠軽町一般会計及び各特別会計の決算認定につきまして、説明を終わらせていただきます。

○議長（杉本信一君） 小野寺水道課長。

○水道課長（小野寺悟君） 地方公営企業法第30条第4項の規定による令和6年度遠軽町企業会計の決算認定につきまして、認定第5号の令和6年度遠軽町水道事業会計決算認定について及び認定第6号令和6年度遠軽町下水道事業会計決算認定について説明いたします。

説明資料につきましては、お手元の赤番8、令和6年度遠軽町企業会計決算書及び赤番13、地方公営企業法に基づく監査委員の意見書として、令和6年度遠軽町企業会計決

算審査意見書であります。

初めに、認定第5号の令和6年度遠軽町水道事業会計決算認定について説明いたします。

赤番8の令和6年度遠軽町企業会計決算書の1ページを御覧願います。

1ページから4ページまでは令和6年度遠軽町水道事業決算報告書で、収益的収入及び支出と資本的収入及び支出のそれぞれの予算額、決算額等を記載しております。

1ページから2ページまでの上段は収益的収入及び支出の収入で、第1款水道事業収益、第1項営業収益から第2項営業外収益を合わせて、決算額6億1,824万4,888円です。下段は支出で、第1款水道事業費用は第1項営業費用から第3項予備費まで合わせて、決算額6億2,123万2,695円です。

次に、3ページから4ページまでの上段は資本的収入及び支出の収入で、第1款資本的収入は第1項企業債から第4項分担金を合わせて、決算額2億7,869万3,877円です。下段は支出で、第1款資本的支出は第1項建設改良費と第2項企業債償還金を合わせまして、決算額4億9,017万7,466円です。

資本的収入額が資本的支出額に不足する2億1,148万3,589円は、過年度分損益勘定留保資金1億8,766万8,818円、過年度分消費税及び地方消費税資本の收支調整額1,269万1,065円、当年度分消費税及び地方消費税資本の收支調整額1,112万3,706円で補填したところです。

次に、財務諸表ですが、5ページの損益計算書を御覧願います。

当年度純損失は、1,803万4,187円となっております。

6ページから7ページまでは、剰余金計算書及び剰余金処分計算書です。

8ページから12ページまでが、令和7年3月31日現在の貸借対照表です。

13ページからは決算付属書類として、事業報告書、キャッシュ・フロー計算書、収益費用明細書、資本的収支明細書、固定資産明細書及び企業債明細書を掲載しております。個々の説明は省略させていただきますので、お目通しのほどお願いいたします。

続きまして、認定第6号令和6年度遠軽町下水道事業会計決算認定について説明いたします。

決算書の40ページをお開き願います。

40ページから43ページまでは令和6年度遠軽町下水道事業決算報告書で、収益的収入及び支出と資本的収入及び支出のそれぞれの予算額、決算額等を記載しております。

40ページから41ページまでの上段は収益的収入及び支出の収入で、第1款下水道事業収益は第1項営業収益から第3項特別利益までを合わせて、決算額10億3,080万9,994円です。下段は支出で、第1款下水道事業費用は第1項営業費用から第3項予備費までを合わせて、決算額9億9,006万9,931円です。

次に、42ページから43ページまでの上段は資本的収入及び支出の収入で、第1款資本的収入は第1項企業債から第5項分担金及び負担金までを合わせて、決算額2億3,

522万2,140円です。次に、下段は支出で、第1款資本的支出は第1項建設改良費と第2項企業債償還金を合わせて、決算額5億3,277万782円です。

資本的収入額が資本的支出額に不足する額2億9,754万8,642円は、当年度分の損益勘定留保資金2億7,315万7,273円、減債積立金1,912万8,380円、過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額526万2,989円で補填したところです。

次に、財務諸表ですが、44ページの損益計算書を御覧願います。

当年度純利益は、4,640万9,239円となっております。

45ページから46ページまでは、剰余金計算書及び剰余金処分計算書です。

47ページから51ページまでが、令和7年3月31日現在の貸借対照表です。

52ページからは決算付属書類として、事業報告書、キャッシュ・フロー計算書、収益費用明細書、資本的収支明細書、固定資産明細書及び企業債明細書を掲載しております。個々の説明は省略させていただきますので、お目通しのほどお願ひいたします。

そのほか、お手元の資料、赤番13の遠軽町企業会計決算審査意見書につきましても詳細説明を省略させていただきますので、お目通しのほどお願ひいたします。

以上で、認定第5号令和6年度遠軽町水道事業会計決算認定について及び認定第6号令和6年度遠軽町下水道事業会計決算認定についての説明を終わります。

◎決算審査特別委員会設置の議決

○議長（杉本信一君） お諮りします。

一括上程しました令和6年度決算認定6件につきましては、議長並びに議会選出監査委員を除く全議員による決算審査特別委員会を設置し、この委員会に付託し、会期中の審査としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 異議なしと認めます。

したがって、令和6年度決算認定6件につきましては、議長並びに議会選出監査委員を除く全議員による決算審査特別委員会を設置し、この委員会に付託をし、会期中の審査とすることに決定いたしました。

暫時休憩します。

午後 1時22分 休憩

午後 1時49分 再開

○議長（杉本信一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩中に、決算審査特別委員会が開催され、委員長に8番佐藤議員、副委員長に阿部議員が選出されましたので御報告いたします。

《令和7年9月4日》

◎散会宣告

○議長（杉本信一君） 以上で、本日の日程は、全部終了しました。

本日は、これをもって散会とします。

午後 1時50分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議長 杉本 喜一

署名議員 渡辺清夏

署名議員 白幡 隆一